

平成28年度 地域ケアプラザ事業計画書

1 施設名

横浜市鶴見中央地域ケアプラザ

2 事業計画

地域の現状と課題について

担当エリアである鶴見中央地区、豊岡地区ともに、それぞれに特徴があると考えています。

交通も至便であり、日常生活に必要な買い物なども徒歩ででき行政機関も多く、生活しやすい両地区です。鶴見中央地区は、マンションの建設が進み若い世代が転入して生活しており、高齢化率も15.4%と区平均より下回っています。その一方で地域活動の担い手は高齢化しています。

また、マンションが多いため見守り訪問や近隣との関係が見えづらくなる玄関のオートロックの問題が常に聞かれ、地域と関わりが少ない方も多いと地域の会議では良く話題にあがっています。

豊岡地区もマンションの建設などにより、人口の流入はありますが、古くからの住民は一戸建ての家が多くあり高齢化率は区の平均を上回っています。両地区ともお祭りや季節のイベントの地域活動に、古くからの住民の方は積極的に参加しています。また、地域での見守り活動など町内会や自治連合会としての活動も活発であります。

【課題や地域の将来像】

両地区ともその便利さだけでなく、住民同士の温かい交流やつながりがあり、いざという時に助け合える関係や、古くからの伝統を大切にしたい思いにあふれた地域でもあります。しかしながら、前述のように子育て世代や20、30代の方々の人口増加がある中、関係性が希薄となっている方が増えていること、現在も高齢化率が高い地域の高齢化がより進み、両地区とも地域で支えあう関係性づくりや次世代を担う人材の育成を模索しています。

地域で生活する、それぞれの方が互いを尊重しながら、「この地域に住んで良かった。」「この地域に住み続けたい。」という思いをともにもち生活するためには、つながりあい、支えあいながらの「より良い地域づくり。」をともに進めていくことが、これからもこの地域には不可欠と考えています。

【指定管理者として行うべき取り組み】

それらの課題に対応するため、子育て世代学齢期の子どもたちを対象とした事業や、多世代交流のできる事業を、町会を中心とした地域の方々や保育園や学校との連携の中で行い、多世代の方が活動拠点としての機能をこれまでの繋がりを活かしながら発揮し、新たな繋がりが出来るよう取り組んでいきたいと考えています。

また、ケアプラザに足を運びにくい地域である豊岡地区にお住まいの方々の支援としては、健康などについての出張講座を積極的に連合や民生委員・児童委員等と協働し、豊岡地区あいねっとの会とも連動し、区や鶴見区社会福祉協議会とも連携し行っていきます。

施設の適正な管理について

ア 施設の維持管理について

- ①主任を維持管理責任者、サブコーディネーターを日々の巡回担当者とし、維持確認に努めるとともに、職員を各室責任者として配置し、不具合があった場合はすみやかに所長に報告、修理営繕に努めます。
- ②業務確認会などで不具合がないかなどの確認を行うとともに、修繕を行った場合には情報をシェアしスタッフの意識向上につとめ、適正な維持管理を行います。
- ③マンション管理組合や保育園などとも連絡を密にし、不具合があった場合にはすみやかに対応します。
- ④委託管理項目については、業者との連絡を密にし、確認徹底を行います。
- ⑤職員に対して不具合発見、報告、修繕までの流れを再確認して行きます。
- ⑥毎朝の清掃、障がい作業所への清掃依頼、月一回の専門業者への清掃を依頼しており、清潔な環境づくりに取り組みます。

イ 効率的な運営への取組について

- ①月次職員確認会において収支確認を行い、スタッフ全体の効率的運営への意識を高め効率よい運営に取り組みます。
- ②非常勤スタッフと月次確認会を実施し、情報の共有を行い、円滑運営に取り組みます。
- ③毎朝行う業務確認会等で情報連絡を密にし、情報を共有し業務を円滑に行います。
- ④エアコンの温度調整や照明のON、OFF管理を徹底し、節電に積極的に取り組みます。

ウ 苦情受付体制について

- ①所長（不在時は管理者）を苦情受付担当者とし、マニュアルに沿って迅速に対応します。
- ②必要な場合はすみやかに区に報告を行い、指示を仰ぎます。
- ③個人情報に配慮しながら、回覧、業務確認会等での確認を通して、周知をはかり改善、防止に努めます。
- ④法人の第三者委員会の周知に努めます。

エ 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

- ① 所長を班長として防犯班を組織し、防犯の意識を高め防犯・防災に対しての備えを行います。
- ② 来館者には必ず声をかけるなどし、不審者の侵入を防ぐように配慮します。
- ③ 小、中学生のみの利用者に対しては、来館者名簿への記名を行います。
- ④ 施設巡回・点検の中で確認を行い、また、閉館時はすみやかに施錠を行い、防犯に配慮します。
- ⑤ 所長を防火管理者とした消防計画により、消防訓練を行います。
- ⑥ マンション管理組合、保育園とも協力し合同消防訓練を行います。
- ⑦ マンション、保育園と連携し、災害時の避難に関する備えを強化します。
- ⑧ 緊急連絡網を整備し、夜間、休日などでも必要時は対応ができるようにします。
- ⑨ 必要な場合は、区及び局などに報告し、指示を仰ぎます。
- ⑩ 自治会が行っている地域の防犯パトロールや防災訓練に参加し、協力体制を構築します。
- ⑪ 避難経路の再確認を職員と来館者ともに周知して行きます。

オ 事故防止への取組について

- ① マニュアルをもとに、研修を実施し事故防止への意識を高めます。
- ② 日々の点検の中で確認を行い、業務確認会などで情報共有を行うとともに、安全衛生委員会を組織し環境整備を心がけます。
- ③ 必要な掲示等を行い、事故発生を防ぐための配慮を行います。
- ④ 書類送付などの際はマニュアルに従い、必ずダブルチェックを行い、事故防止に努めます。
- ⑤ 事故発生の場合は、業務確認会、職員会などで情報を共有し再発防止に努めます。
- ⑥ 他事業所の事例などが報告された場合は情報を共有し、事故防止の資料として活用します。
- ⑦ 法人全体の安全週間（7月）に合わせ、利用者等へ安全への啓発を行います。

カ 個人情報保護の体制及び取組について

- ① 個人情報はその方的人格そのものであるという意識を持ち、その取り扱いについて配慮を高めます。
- ② マニュアル通りの作業の徹底を図り、必要な場合にはすみやかにマニュアルの改訂を行います。
- ③ 研修を行い、情報保護についての理解を深めるとともに誓約を行います。
- ④ チェックリストを利用し、随時確認し意識を高めます。

キ 情報公開への取組について

- ① 理事会資料、法人資料などをロビーに置き、自由に閲覧できるようにします。
- ② 情報公開関係の必要な情報を積極的に掲示します。
- ③ ホームページ等の更新、ブログなどを利用し情報公開に努力します。
- ④ 必要な場合はニュースなどに記事として取り上げ周知を図ります。

ク 人権啓発への取組について

- ①法人として、人権問題を含んだ行動規範を示し、「思いやり」「誠実さ」「尊敬心」「責任感」を持って行動できるように全職員に研修を行い、行動規範に対しての誓約を行ってまいります。
- ②人権問題で苦しんでいる方がいることを覚えて、チラシやポスター等による啓発活動を実践して行きます。

ケ 環境等への配慮及び取組について

- ①横浜市の取り組みを来館者に理解して頂ける様に、PRのポスター、のぼり、冊子などを置き活動の理解をして頂く。来館者が出したごみは、お持ち帰りいただくように指導して行きます。
- ②環境委員会を組織し、リサイクル、衛生管理などの取り組みを継続し、「ヨコハマ3R夢」に取り組み、また節電への取り組みを実践し、環境への配慮について掲示すると共に来館者に理解を求めます。
- ③職員間でもリサイクルの実践例を紹介し、備品等購入する際は、出来る限り環境に配慮したものを使用します。
- ④FAX受信時は、裏紙を使用しコピー用紙の軽減に取り組んでいきます。
- ⑤事務所内に分別のコーナーの設置、整理整頓の実践を継続して行きます。
- ⑥アルミのプルタブ回収も継続し車椅子への交換が出来る様に取り組みを続けます。

介護保険事業

● 介護予防支援事業

《職員体制》

管理者：1名（兼務）
担当職員：3名（保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー）

《目標》

利用者の意思に基づきニーズを把握し、意欲を引き出すための介護予防サービス計画書を作成するとともに指定介護予防サービス等の適切な提供が確保されるよう関係機関との連絡調整、その他便宜を図っていきます。また、介護予防に重点を置き利用者自身が健康管理に関心を持ち、身体的・精神的に安定した生活が営めるよう支援を行います。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

●なし

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- インフォーマルサービスや地域資源を有効活用した支援ができるよう、関係機関との連携を図っていきます。また、利用者にも適宜情報提供します。
- サービス利用に至らない方に対する支援や困難事例にも支援体制を構築できるようにケアマネジャーと連携を図り積極的に対応していきます。
- 業務委託を依頼している居宅介護支援事業所には、支援目標を共有することで自立へ向けての支援が出来るよう努めます。初回訪問や担当者会議等担当の事業所と連携を密にし、利用者の伝達を行っていきます。
- 介護者の集いを開催することで、情報発信や介護者の不安や要望などを聞く機会を作り支援していきます。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
60	60	60	60	60	60
10月	11月	12月	1月	2月	3月
60	60	60	60	60	60

● 居宅介護支援事業

《職員体制》

管理者 1名（兼務）
 介護支援専門員 3名（兼務1名 専従2名）

《目標》

- ①利用者の置かれている状況において解決すべき課題と可能性を把握し、本人・家族の思いに寄り添いながら望む生活の実現に向けて支援する。要介護状態でも利用者の持つ強みを活かし、自立を促進する支援を心がける。
- ②公平中立なケアマネジメントと法令遵守を心がけ、ケアプラン作成を行う。
- ③地域包括支援センター、サービス事業所、行政、医療機関、民生委員等との連携・協力を図り、住み慣れた地域の中で生活し続けることを支援する。
- ④個人情報取り扱いには十分な配慮を行い、ケアプラザ全体で支援する体制を整え、丁寧に対応する。
- ⑤地域の方々の活動拠点としてのケアプラザにある居宅介護支援事業所として介護者支援、社会資源の育成や活性の役割を持ち、地域のネットワーク作りを意識する。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

●なし

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ①利用者の持っている力に目を向けて自立を支援するとともに介護者に対しての支援を心がけていく。幅広い豊富な知識と実践力の向上を心がけ、ケアマネジャーとして地域包括支援システムにおいて連携を図る。
- ②地域ケアプラザにある事業所として特徴を生かし、地域包括支援センターや他機関、民生委員等との連携・協働による支援を心がける。
- ③月1回発行するケアプラザニュースには年間を通して介護保険や介護関連の記事を掲載し、情報提供を行うことで利用者や家族の支援に努めている。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
55	57	59	61	63	65
10月	11月	12月	1月	2月	3月
67	70	70	70	70	70

● 通所介護事業

《提供するサービス内容》

●入浴、排泄、食事、送迎、レクリエーション、体操（機能訓練を含む）、その他の活動

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

● 1割負担分

（要介護1）	704円／1回（一般型）	1072円／1回（認知症対応型）
（要介護2）	831円／1回（一般型）	1188円／1回（認知症対応型）
（要介護3）	963円／1回（一般型）	1305円／1回（認知症対応型）
（要介護4）	1095円／1回（一般型）	1422円／1回（認知症対応型）
（要介護5）	1227円／1回（一般型）	1539円／1回（認知症対応型）

● 食費負担 700円／1回

●入浴 54円／1回（一般型） 55円／1回（認知症対応型）

《事業実施日数》 週6日

《提供時間》 9：45 ～ 16：50

《職員体制》

管理者：1名（兼務） 生活相談員：3名（兼務）
 看護職員：4名（兼務） 介護職員：11名（兼務）
 機能訓練指導員4名（兼務） 送迎ドライバー：3名

《目標》

- ・要介護者の心身の状態に合ったケアが提供できるように、職員間や家族、ケアマネジャーとの情報共有を徹底します。
- ・一人一人がその能力に応じ、自立した生活を営むことができるように、食事やプログラムなどにおいて、できる限りご自分で選択できる機会を提供するように工夫します。
- ・行政や地域包括支援センター、ケアマネジャー等と連携を図り、また家族との信頼関係も深めながら、総合的なサービス提供に努めます。
- ・認知症があっても、安らいだ気持ちで、その方が持っている能力を発揮することが出来る場が作れるように配慮します。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ・自立支援の第一歩として、自己決定の機会を確保するため、様々な場面で選択の機会を設定しています。
- ・排泄や入浴の際は同性介助を行うとともに、浴槽も一般浴に関しては男女別に設置しています。
- ・認知症対応型は、独立したスペースで家庭的な雰囲気の中で過ごせるように配慮しています。

《利用者目標（延べ人数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
520	520	520	520	540	520
10月	11月	12月	1月	2月	3月
520	520	480	480	480	540

● 介護予防通所介護事業・第一号通所介護

《提供するサービス内容》

- 入浴、排泄、食事、送迎、レクリエーション、体操（機能訓練を含）、その他活動

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分
 - （要支援1） 1766円／1ヶ月（一般型） 927円／1回（認知症対応型）
 - （要支援2） 3621円／1ヶ月（一般型） 1036円／1回（認知症対応型）
- 食費負担 700円／1回
- 入浴（認知症対応型のみ）55円／1回
- 生活向上グループ活動加算 108円／1ヶ月

《事業実施日数》 週6日

《提供時間》 9:45 ～ 16:50

《職員体制》

管理者：1名（兼務） 生活相談員：3名（兼務）
 看護職員：4名（兼務） 介護職員：11名（兼務）
 機能訓練指導員4名（兼務） 送迎ドライバー：3名

《目標》

- ・要支援者の心身の状態に合ったケアが提供できるように、職員間や家族、ケアマネジャーとの情報共有を徹底します。
- ・一人一人がその能力に応じて、自立した生活を営むことができるように、プログラムにおいてもリーダーシップが発揮できる場の提供を工夫します。
- ・行政や地域包括支援センター、ケアマネジャー等と連携を図り、また家族との信頼関係も深めながら、総合的なサービス提供に努めます。
- ・認知症があっても、安らいだ気持ちで、その方が持っている能力を発揮することが出来る場が作れるように配慮します。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ・自立支援の第一歩として、自己決定の機会を確保するため、様々な場面で選択の機会を設定しています。
 - ・排泄や入浴の際は同性介助を行うとともに、浴槽も一般浴に関しては男女別に設置しています。
- 認知症対応型は、独立したスペースで家庭的な雰囲気の中で過ごせるように配慮しています。
- ・介護予防に資する備品及びプログラムの充実を図っています。

《利用者目標（契約者数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
78	78	78	78	81	78
10月	11月	12月	1月	2月	3月
78	78	72	72	72	81

地域ケアプラザ

1 総合相談（高齢者・子ども・障害分野への対応）

- ① 全ての相談において相談者のプライバシーに配慮します。
- ② 初回の相談については、職種を限定せず対応します。
- ③ 内容によって必要な場合は専門職等がフォローを行います。
- ④ 区と連携して行い、専門機関を紹介するなどを行います。
- ⑤ 地域住人や関係機関と顔の見える関係を強めます。

2 地域活動交流部門・地域包括支援センターの連携

- ① 職種間の連携を強化し、互いの役割を補完しあうように努めます。
- ② 地域情報等の共有やニーズ発掘に努め、ケース対応や、自主事業につなげて行きます。
- ③ 地域課題に対して協働での事業を多く展開し、幅広世代が交流できるようにしていきます。
- ④ 職員会議などで情報を共有するだけでなく、必要な場合はコーディネーターもケース検討などにも参画し協力して対応する。小中学校の福祉教育の授業を担当し、協力して行きます。
- ⑤ 毎朝の確認会でも情報を共有します。

3 職員体制・育成

2016年4月1日現在の職員体制は以下の通り。

- ◎ 所長 島田 徹
- ◎ 地域包括支援センター
保健師職 勝又 ひとみ 社会福祉士 北村 由美子
主任ケアマネージャー 渡邊 千春
- ◎ 地域活動・交流
地域活動コーディネーター 陶山 葉子
サブコーディネーター 非常勤職員 4名
生活支援コーディネーター (2016年4月1日現在不在)
- ◎ 居宅介護支援事業所
介護支援専門員 稲山 祐子・山根 大介・ 島田 徹
- ◎ デイサービス
管理者 白井 智浩
相談員 白井 智浩 国吉 建作
介護職員・看護職員・運転手 非常勤職員 22名

4 地域福祉のネットワーク構築

- ①個々の課題に対し、地域にある諸機関・団体と連携する事で共に支援できる体制を構築して行きます。
- ②地域の方が大切にしている、伝統行事やイベントを通して、地域情報を共有することで、地域課題に取り組む体制を作ります。
- ③町内会等の活動を知ること、協力できるところはさせて頂き、地域住民のつながりが、強くなるように支援していきます。
- ④地域の取り組みや課題などを検討し、地域住民と意見交換等を通して地域診断を行うことで、共通理解をしてネットワークを広げていきます。

5 区行政との協働

- ①各種の連絡会に参加し、情報を共有し積極的に協働を図れるよう努めます。
- ②鶴見あいねっと地区別支援チームメンバーとして区や区社会福祉協議会と協力し地域課題に対して積極的に取り組みます。
- ③個別支援については、地区担当保健師、ケースワーカーと定期的に連絡会を開催し、支援の検討などを継続して行います。
- ④地域包括ケアシステム構築に向け、地域ケア会議の運営を協働して行います。

地域活動交流部門

1 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

- ①地域の自治会、民生委員・児童委員協議会などの会議や活動にできる限り参加し、団体、人材等の社会資源の発掘、地域のニーズや状況の把握につとめます。
- ②必要な情報を自治会、連合会の会議や自治会、連合会回覧などを通して情報の共有を図り、連携を強化します。
- ③アンケートなどを行い、利用者などのニーズの把握につとめます。
- ④ケアプラザニュース等で活動の紹介を行い、積極的にPRにつとめます。
- ⑤地域で活動している団体等のちらしの配架及び掲示を行うことで、情報提供及び周知を行います。
- ⑥ケアプラザ登録団体カードを更新し、情報提供を行います。
- ⑦地域アセスメントを行い、地域ニーズの把握を行います。

2 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

- ①地理的条件で一般の利用が多くあるが、登録時にしっかりと聞き取りを行い団体の棲み分けを図ります。
- ②地域団体の活動が地域保健活動に発展するよう利用団体に働きかけます。
- ③空き状況が利用者にわかりやすいように大きく月間で掲示する。
- ④ケアプラザニュースなどで利用率や空き状況を情報提供し、告知につとめます。各町会の回覧を実施します。
- ⑤近隣の公共施設等の紹介を積極的に行います。

3 自主企画事業

地域アセスメントを行い、地域でのニーズ把握を行い、各種自主事業につなげ、また多くの世代が交流できるような事業も実施します。

- ①小学校、中学校の教育機関と協力し、学齢期にある子どもたちへの支援や場の提供として事業を実施して行きます。
- ②障がい者余暇支援、就労支援などの事業を関係機関と協力して行います。
- ③包括支援センターと協働し、認知症予防、介護予防に関する事業を行います。
- ④子供から高齢者まで、異世代交流ができるような事業を行います。

4 ボランティアの育成及びコーディネート

地域の様々な世代の方がボランティアに繋がるきっかけとなる事業や展開します。

- ①小学生でも対応できるように、自主事業の準備などもボランティアの一つという意識付けを行い、活動の幅が広がるよう動機づけを行います。
- ②中学生やのボランティア体験や受入などを積極的に行います。
- ③活動後にフィードバックを行い、継続的に育成できるよう留意する。
- ④ボランティア懇談会等を開き、ボランティア同士での情報交換の機会を図る。
- ⑤法人、他団体等とも協力、協働しボランティアの育成に努めるとともに派遣や受入の調整を行い次世代の担い手を地域と共に育てて行きます。

地域包括支援センター

1 総合相談・支援

総合相談

- ① ケアプラザニュースへの記事掲載や地域の行事等に出席する事を通して、専門職の働き、顔と名前を地域の方々に知ってもらい、気軽に相談が出来る窓口としての働きを強化します。
- ② 来所が困難な方へは、訪問し相談対応をする。また、高齢者住宅の相談員と連携し、状況把握と出張講座を行います。
- ③ 窓口、電話相談の際は個人情報に留意し、安心して相談出来る環境を作ります。
- ④ 継続支援が必要な個別ケースについては、担当ケースワーカー、保健師と協力し、対応していきます。
- ⑤ 権利擁護の支援は、社会福祉士会、行政書士会、司法書士会等の専門職種と連携して支援体制を作っていきます。
- ⑥ 相談内容は包括職員で共有し、対応していきます。
- ⑦ 相談記録をデータベース化して管理することにより、相談内容や支援経過を常に共有していきます。

地域包括支援ネットワークの構築

- ① 鶴見あいねっとを軸に、地域住民、地域にある諸機関・団体と連携し共に支援できる体制を構築します。
- ② ケアプラザ職員全体で地域情報を共有することで、地域課題に取り組む体制を作ります。
- ③ 地域行事の参加などを通じて、地域住民や関係機関等に専門職種の働きを周知していきます。

実態把握

- ① 総合相談票を地域・世帯別に抽出し相談傾向を抽出すること、地域に出向き会長や民生委員より情報を得ることで地域課題をつかみ、地域ケア会議で皆さんに伝え共有します。
- ② 区役所からの相談票を確認することで個別支援の方向性について共有し、ケアプラザに相談者が来所された時もスムーズに対応できるようにします。
- ③ 地域行事への参加や出張講座を行うことで町会・自治会の抱える問題を把握します。今年度は、鶴見中央地区に対し元気づくりステーション等地域資源を地域の皆さんと考えていく方針を計画しています。
- ④ 区役所との連絡会を通して、職種の領域を超え地域課題や個別支援等について情報を共有し検討していきます。
- ⑤ ケアマネジャー連絡会の開催時や電話、事業所訪問等の際にケアマネジャーとの情報交換を行い連携に努めます。
- ⑥ 虐待や金銭管理等単身高齢者が抱える問題に加え、家族に対しても支援が必要なケースが増えているため、区役所とケアプラザが情報を共有し早期に対応できるようにします。

2 権利擁護

権利擁護

- ① 成年後見制度や虐待防止の普及啓発等を地域住民にも分かりやすく、ケアプラザニュースの記事や講座等を企画していきます。
- ② 区内の社会福祉士、行政と協力し、スキルアップを図ります。
- ③ エンディングノートの講座を地域に向けて展開します。
- ④ 弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士の専門職と連携し、権利擁護活動を積極的に展開します。

高齢者虐待

- ① 行政との連絡を密にし、報告があがった際に迅速に対応出来るように支援体制を構築します。
- ② 地域住民や専門職、介護保険事業者と連携し、早期発見、予防に努めます。
- ③ 虐待防止に関する事業を企画し、地域へ啓発出来る様にします。
- ④ 商店街イベントに参加した際、虐待防止の普及啓発を行って行きます。

認知症

- ① 認知症サポーター養成講座の開催を継続的に行い、地域住民や企業等に認知症の理解を周知して行きます。
- ③ 地域の認知症サポーター養成講座との連携を深め、質の向上を図ります。
- ④ 地域のイベントなどで、認知症の予防や理解等情報発信をして行きます。
- ⑤ 成年後見制度の活用など、権利擁護についての理解を深めて行きます。
- ⑥ 専門職や医療機関等との連携で支援体制を構築して行きます。

3 介護予防マネジメント

介護予防ケアマネジメント力

- ① 目標設定において、利用者が達成感を持つことができ、活動意欲や地域への参加意欲が高めていけるような働きかけを行います。
- ② 地域に住む高齢者が、その人らしく地域で過ごすことができるように、介護保険サービス利用の他、インフォーマルサービスの利用、地域資源を紹介し利用者自身が地域の様々な資源を選択し、介護予防のために保健・医療・福祉サービスを適切に利用することができるように支援します。

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援

地域住民、関係機関等との連携推進支援

- ① 民生委員の定例会、ケアマネジャー連絡会、地域ケア会議等の場で地域包括ケアシステムにおける地域ケア会議の機能や必要性について説明を行い、理解と協力体制の構築に努めます。
- ② 民生委員とケアマネジャーの顔合わせや意見交換の場を持ち、地域の高齢者の状況及び課題や必要な支援について情報を共有し、相互理解と連携が図れるように努めます。また、地域のケアマネジャーに「あんしんカード」の周知を図り、連携のツールとして活用することで地域の見守りネットワークの構築に努めます。
- ③ 介護・医療連携推進会議や今年度から始まる地域密着型通所介護事業所の運営推進会議等にも参加して、個別課題の検討や身近な地域でのより良い支援体制構築に向けた取り組みを行っていきます。
- ④ 鶴見区事業者連絡会「つばさねっと」については区とも連携しながら共催の事業や研修等を企画していきます。また、役員会、部会、定例会に参加することで後方支援を行っていきます。
- ⑤ 包括、介護保険課、「つばさねっと」の共催でサービス事業所（訪問・通所）一覧、居宅介護支援事業所一覧を更新し、今後は地域の方からの要望があれば配布も行う予定です。

医療・介護の連携推進支援

- ① 区内包括合同で区役所、「つばさねっと」と連携を図りながら、ケアマネジャーと訪問看護ステーションの情報交換や研修の場を設け地域包括ケアシステムの構築を図っていきます。
- ② 区内包括合同で区役所、「つばさねっと」と連携を図りながら、地域のケアマネジャーと病院医療連携室との情報交換会を実施し、医療と介護の連携構築を図っていきます。今年度も医療連携のための情報シート一覧の更新を行い、事業所や医療機関に配布の予定です。
- ③ 医師会、在宅ケアネットワーク、「つばさねっと」と情報交換や事例検討等の場を設け、個別・地域課題の検討を行うことで協力・連携体制の強化を図っていきます。

ケアマネジャー支援

- ① 区内全包括と区役所、区社協との共同で、新任・就労予定ケアマネジャーの研修を行います。訪問看護についての講義や同行訪問、法令について、ケアマネジメントプロセス、サービス担当者会議演習等の内容で実施予定です。新人のケアマネジャー同士の事業所外での情報交換の場としても活用していきます。
- ② 区内の居宅介護支援事業所の主任ケアマネジャー支援としてその役割等について意見交換の場を設け、地域包括ケアシステムに向けて連携強化を図っていきます。
- ③ 鶴見区事業者連絡会「つばさねっと」との共催研修や定例会、役員会への参加を通して後方支援を継続していきます。
- ④ 他の包括支援センターや「つばさねっと」と共催で事例検討や勉強会を開催し、地域のケアマネジャーのスキルアップを図ります。地域の主任ケアマネジャーにもオブザーバーとして参加して頂き、情報交換の場としても活用していきます。毎年開催している「OGSV事例検討会」を今年度も計画しています。
- ⑤ ケアマネジャーの個別相談、サービス担当者会議への参加や会場の提供、ケアカンファレンスを3職種で分担し随時行っていきます。案件によっては2職種で対応する等丁寧な対応を心がけていきます。相談ケースの経過については随時連絡を入れ状況把握を行い、支援困難なケースについてはケアマネジャーと同行訪問したりケアプラザでのカンファレンス開催を支援していきます。

多職種協働による地域包括支援ネットワーク

- ① 地域包括ケアシステム構築に向けて、「地域ケア会議」を区役所と連携を図りながら実施する。地域の事業所や民生委員・児童委員、自治体等のフォーマル・インフォーマルの社会資源と連携を図り、ケアプラザ職員全体で協働していきます。
- ② 医療と介護の連携に基づく地域包括ケアの構築のために、医療職、特に在宅医療の関係者にも「地域ケア会議」への参加を求めて行きます。

介護予防事業

介護予防事業

- ① みんなで楽しく健康づくりができるように顔の見える関係づくりを自治会町内会の活動やケアプラザの様々な事業を活かして関係性を強めていきます。
- ② これから地域の担い手となる世代に対しても健康づくりや介護予防に関して興味を持ってもらえるよう工夫した講座を開催します。
- ③ 今現在活動している方々や老人クラブ、サロンのサポートを行います。

その他

平成28年度 地域ケアプラザ収支予算書

施設名：横浜市鶴見中央地域ケアプラザ

平成28年4月1日～平成29年3月31日

(単位：千円)

	科目	地域活動交流	地域包括支援センター			居宅介護支援	通所介護	認知症通所介護	予防通所介護	生活支援
			包括的支援	介護予防事業	介護予防支援					
収入	指定管理料等収入	18,712	29,189	150						5,480
	介護保険収入				5,040	8,750	48,920	3,050	3,500	
	その他									
	利用料収入						5,230	340	600	
	食費						4,080	190	300	
	収入合計(A)	18,712	29,189	150	5,040	8,750	58,230	3,580	4,400	5,480
支出	人件費	10,812	25,733		1,740	10,800	33,870	1,730	2,030	5,480
	事務費	2,300	856			360	7,800	120	500	
	事業費	1,400	1,370	150		200	2,820	240	180	
	管理費	4,200	1,230				3,550	600	230	
	その他									
	施設使用料相当額									
	委託料				3,300					
	支出合計(B)	18,712	29,189	150	5,040	11,360	48,040	2,690	2,940	5,480
	収支 (A) - (B)	0	0	0	0	-2,610	10,190	890	1,460	0